

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定によって、福山市から、備後圏都市計画伝統的建造物群保存地区の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県都市局都市企画課において縦覧に供する。

平成二十年四月十日

広島県知事 藤 田 雄 山